## ○厚生労働省告示第二百五十号

だし、 が 号の厚生労働大臣が定める講習の内容により行われている講習については、 生労働省告示 介護! 介護 できる。 保険 この告示 保 険 法 法 施 施 第二百六十九号) の適用 行 行 規 規 則 則第二十二条の三十三第二号の厚生労働大臣 の際現にこの告示による改正 (平成十 の一部を次のように改正 年厚生省令第三十六号)第二十二条の三十三第二号の規定に基づき 前 の介護保 Ļ 平成二十七年四月 険 法 が定 施  $\emptyset$ 行規則第二十二条の三十三第二 る講習 なお従前  $\mathcal{O}$ 内 日 容 カュ の例によること ら適用する。 ( 平成 + 八 年 厚 た

平成二十六年六月二日

厚生労働大臣 田村 憲久

## 表を次のように改める。

				講義	区分
(1) 介護保険制度等の考え方と仕組み	二 介護保険制度等に関する基礎知識	② 福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	(1) 福祉用具の役割	一福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	科目
<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		時間数

(24)			1			I	ı								
(注) 右記と		演習			講義	演習									
		六			五.			兀						三	
右記とは別に、筆記の方法による修了評価(一時間程度)を実施すること。	福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成	福祉用具の利用の支援に関する総合演習	② 福祉用具貸与計画等の意義と活用	(1) 福祉用具の供給の仕組み	福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識	(2) 福祉用具の活用	(1) 福祉用具の特徴	個別の福祉用具に関する知識・技術	(5) 住環境と住宅改修	(4) 介護技術	(3) 高齢者の日常生活の理解	(2) リハビリテーション	(1) からだとこころの理解	高齢者と介護・医療に関する基礎知識	② 介護サービスにおける視点
	五.		五			八	八			四	$\vec{=}$	$\overline{}$	六		